



八街市消防団 ～地域を守るといふ、カッコいい選択～

消防団員募集



1、消防団とは

消防団とは、本業を持ちつつも、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、活動している地元愛のあふれる団員から構成されている組織となっております。

第1分団：一区・富山区	第10分団：榎戸区・泉台区	第18分団：小谷流区
第2分団：二区	真井原区・みどり台区	第19分団：根古谷区・岡田区
第3分団：三区・大東区	第11分団：住野区・藤の台区	第21分団：用草区
第4分団：四区・大関区	八街・榎戸学園台区	第22分団：勢田区・希望ヶ丘区
第5分団：五区 ライオンズガーデン区	第12分団：七区・朝日区	第23分団：東吉田区
第6分団：文違区・喜望の社区	第13分団：四木区	第24分団：吉倉区 ガーデンタウン区
第7分団：滝台区	第14分団：六区	第25分団：砂区
第8分団：山田台区	第15分団：夕日丘区	第26分団：上砂区
第9分団：沖区	第16分団：西林区	
	第17分団：大谷流区	

以上25の分団で八街市消防団は活動しております。

2、入団資格

- ・18歳以上の方（学生の方も入団することができます）
- ・八街市在住の方、勤務している方（男女問わず）
- ・心身ともに健康な方



3、活動内容

【平常時】

- 火災予防のための広報及び警戒活動
- 災害や火災を想定した訓練
- 地域で実施する防災訓練 ほか

【災害時】

- 消防署と連携した消火活動
- 救助、救護活動や避難誘導
- 災害現場での広報及び鎮火後等の警戒活動 ほか



入団式



実技訓練



チェーンソー講習



総合防災訓練



産業まつり

4、待遇

身 報	分 酬	消防団員は、非常勤・特別職の公務員となります。 階級ごとに一定の金額が支給される年額報酬、災害時の出動だけでなく訓練や点検の際に支給される出動報酬がございます。 ※5年以上勤務し退団された際には退職報償金が支給されます。
公務災害補償	被服の貸与	消防団活動中に負傷した際に補償される制度がございます。
補助金		消防団活動に必要な被服が貸与されます。 所属する分団の車両が運転可能となる免許の取得経費を一部補助する制度があります。

八街市に在住の方、お勤めの方

誰でも参加することができます

消防団とは災害時だけでなく、平常時から地域に密着し八街市の安全安心なまちづくりに貢献しております。
消防団について気になることや興味のある方は下記までご連絡をお願いします。

お問い合わせ
八街市役所 防災課 消防防犯係
〒289-1192 八街市八街ほ35番地29
TEL：043-443-1119

